

# 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応 ①～③

鳴 野 武 志  
長 尾 勝 昭

バイオサイエンスとインダストリー Vol.63 No.6 ('05) 63~65 頁 別刷  
バイオサイエンスとインダストリー Vol.63 No.7 ('05) 62~64 頁 別刷  
バイオサイエンスとインダストリー Vol.63 No.8 ('05) 71~73 頁 別刷



# 国際動向 遺伝資源へのアクセスと利益分配に関する議論の変遷と我が国の対応①

嶋野武志 長尾勝昭

## 1. 問題の背景

生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、以下 CBD)\*1は、1992年6月にブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(リオ・サミット)で、気候変動枠組み条約とのいわゆる「双子の条約」として誕生した条約である。気候変動枠組み条約と比較すると、CBDに対する政治的・社会的な関心は薄いように見受けられるが、これは両条約の経済活動に対する直接的なインパクトの差が関心度の差に反映していると思われる。しかしながら、実は、CBDには、バイオテクノロジーの振興とそれに伴う新しい経済活動の拡大に大きな影響を与える仕組みが内包されていることには、十分な注意を要する。

本条約は、その第1条で、①生物多様性の保全、②生物多様性の持続可能な利用、および③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現するという三つの目的を示している。このうち、とくに経済活動に対して影響を及ぼすと考えられるのは、③である。①と②に比べ、「利益の配分」という概念を打ち出した③については、若干の違和感を覚えるかもしれないが、これは CBD の起草過程を概観すると理解できる。

1987年6月、UNEP(国連環境計画)の下に、生物多様性を保全する措置等について検討するための専門家会合の設置が決定された。これを皮切りに CBD 策定交渉が始まったのだが、当初は、生物多様性保全のための取組みに重点が置かれ、「公正かつ衡平な利益の配分」という言葉は登場していない。

ところが、その交渉過程において、生物多様性に富む国(主として途上国)の遺伝資源へのアクセスの確保が先進国のバイオ産業にとって重要であることに着目した途上国側が、「生物多様性の保全に関する責務

を途上国側だけに負わせ、遺伝資源に由来する利益を先進国が独占するのは公平性を欠く」との主張を展開したことにより、遺伝資源の利用から生まれる「利益の配分」という概念が重要な交渉上の争点として浮上したのである\*2。

最終的には、途上国に環境保護インセンティブを与え、先進国自身のアクセスを確保するための妥協案として、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access to genetic resources and Benefit sharing、以下 ABS)」という考え方が導入され、CBD の目的として、第1条に盛り込まれたのである。これにより、生物多様性の保全を意図していたはずの CBD が、経済問題としての側面を持つようになったといえる。

本稿では、いわゆる ABS 問題に関する議論の変遷と我が国の対応について概観するとともに、我が国として今後必要な政策について論じることしたい。今回を含め、3回に分けて本誌に掲載する予定である。

\*1 CBD の全文(公定訳)は、[http://www.mabs.jp/cbd\\_kanren/jouyaku/jouyaku\\_02.html](http://www.mabs.jp/cbd_kanren/jouyaku/jouyaku_02.html)で入手可能。

\*2 大澤麻衣子「生物多様性条約と知的財産権」、国際問題、2002年9月 No.510 p57～p59

## 2. ABS に関する議論の変遷

—ポン・ガイドライン策定までの歩み—

### (1) ポン・ガイドライン策定の経緯

前述の通り、CBD はリオ・サミットの場において合意されたものの、途上国を中心とする遺伝資源の提供国(以下、資源提供国)側はそれで十分と考えたわけではなかった。CBD において、ABS に関するルールは第15条で定められているが、資源提供国側は、その第15条について、ABS を確保するための措置については各締約国の裁量に任されており、とくに公正かつ衡平な利益配分を確保するための措置が、法的に義務付けられていないことに問題があるとした。

(参考) CBD 第15条(遺伝資源の取得の機会)のポイント

第1項 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該

筆者紹介：しまの・たけし 長崎大学経済学部 教授 専門：中小企業論、ベンチャービジネス 連絡先：〒850-8506 長崎市片瀬4-2-1  
(勤務先) E-mail [shimano@net.nagasaki-u.ac.jp](mailto:shimano@net.nagasaki-u.ac.jp)  
ながお・かつあき 経済産業省生物化学産業課 生物多様性係長、生物兵器係長 連絡先：〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1(勤務先)

- 遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。
- 第7項 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、……適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

この点に対処するため、資源提供国は、遺伝資源の利用から得られる利益配分を確保するための法的拘束力のある議定書が必要であるとして、COP<sup>\*3</sup>等の国際会議の場で一貫して主張した。ただし、具体的な議定書案についての提案があったわけではないため、実質的な議論が行われてきたわけではなく、どちらかといえば、押し問答に近い議論が繰り返されてきた。

資源提供国側の主張が明確化したのは、第4回CBD締約国会議(COP4)(1998年5月、於スロバキア・ブラティスラバ)においてである。この会議において、資源提供国側が法的拘束力のある議定書の必要性を主張したのに対し、CBDに署名をしているが批准はしていない米国は、ABSは当事者間の個別交渉により確保されるものであることを主張した。これに対し、EU、スイス等は、折衷的に、ABSを確保するための措置の基準となりうる任意のガイドラインを策定することが適当であることを主張したものの、結局、COP4では合意形成には至らなかった。

その後、COP5(2000年5月、於ケニア・ナイロビ)では、資源提供国側と、先進国を中心とする遺伝資源の利用に主眼をおいている国々(以下、資源利用国)側との妥協案として、遺伝資源へのアクセスと利益配分を促進する観点から、各国の政策や個別契約を円滑化するための国際的な任意のガイドラインを策定することが合意された。併せて、ガイドラインの原案は、COP6(2002年4月、於オランダ・ハーグ)に報告することが決定された。また、本件を議論するために、COPの下にABS特別作業部会(the ad-hoc open-ended Working Group on Access and Benefit-Sharing、以下ABS-WG)を設置し、このガイドラインの案について集中的に議論させると同時に、ABSに関する専門的な議論が必要な際には、ABS-WGに議論させることができるようにした<sup>\*4</sup>。

第1回ABS-WG(2001年10月、於ドイツ・ボン)での議論を踏まえ、COP6で合意されたガイドラインが、いわゆるボン・ガイドラインである<sup>\*5</sup>。

- \*3 COPとは、Conference of the Partiesの略。2年に1度開催される、CBDの締約国会合。表記の仕方は会議名と開催回数を併せて通称としている。例えば、第4回目のCOPであれば、「COP4」と呼んでいる。
- \*4 COP5 decision V/26 para.11 (<http://www.biodiv.org/decisions/default.aspx?m=COP-05&id=7168&lg=0>)
- \*5 COP6 decision VI/24 annex (<http://www.biodiv.org/decisions/default.aspx?m=COP-06&id=7198&lg=0>)ボン・ガイドラインのJBA訳は、[http://www.mabs.jp/cbd\\_kanren/guideline/index.html](http://www.mabs.jp/cbd_kanren/guideline/index.html)参照。

### (2) ボン・ガイドラインの主要なポイント

#### <特徴>

- 各国の施策の立案および個別契約の作成時に使用する柔軟(flexible)な指針。
- 法的拘束力のない任意のガイドラインであり、実績等に基づき適宜見直しを行う。

#### <範囲>

- CBDの範囲に従う。すなわち、ヒトを除くすべての遺伝資源および関連する伝統的知識、工夫および慣行、並びにその利用から生じる利益。

#### <主な内容>

- 利用者は遺伝資源にアクセスする前に、事前の情報による同意を得なければならない。また、利用目的が変更された場合には、新たな事前の情報による同意を得ること。(PIC原則)
- 公正かつ衡平な利益配分を行うこと。
- 知的財産権の申請時に、遺伝資源の原産国の開示が奨励されること。

### (3) COP6において残された論点

COP6において、ボン・ガイドラインが合意されたものの、以下の点が問題点として明らかになったため、再度ABS-WGを開き、それらの事項について議論を継続することが決議された。そして、ABS-WGの結論は、COP7(2004年2月、於マレーシア・クアラルンプール)に報告されることになった。

#### ① ABSを確保する議定書の必要性

ボン・ガイドラインには法的拘束力がないことか

ら、公正かつ衡平な利益配分を確保する法的拘束力のある議定書策定を求める資源提供国側に対し、我が国を含む資源利用国側としては、ボン・ガイドラインの成果を判断できない状況で、新たな議定書の策定について交渉する必要性は認められない」とし、激しく意見が対立した。結局、COP6の決議文書の中で、「ボン・ガイドライン以外のアプローチとして、どのような制度がABSを確保する措置としてあり得るのか検討する」ことが決議され、法的拘束力のある新たな制度の要否も含めてABS-WG会合にその議論が委ねられることが決まった<sup>\*6</sup>。

## ② 派生物(derivatives)等に関する問題点

ボン・ガイドラインの策定交渉の過程で、途上国を中心とする資源提供国側は、遺伝資源そのものよりも、そこから生まれる派生物(derivatives)や産物(products)こそが利益の源泉であり、利益配分の対象となる遺伝資源の範囲にはそれらが含まれるべきであるとし、ボン・ガイドラインの対象となることを明確にするべきであると強く主張した。他方、先進国を中心とする資源利用国側は、遺伝資源を基にした派生物や産物の定義や範囲は、個々の契約ごとに変わり得るものであることから、その利益配分に関する問題は個別の契約時に考慮されるべきであり、それを国際的なガイドラインの中で明確に定義付けることは極めて困難であるとともに、ガイドラインの柔軟性(flexibility)を損なうとして、強く反対した。結局、ボン・ガイドラインの中では明確に位置付けることをせず、個別の契約の中で合意できる事項の例として取り上げられるにとどまった。ただし、派生物等に関する資源提供国側の主張は根強く、引き続き、ABSを確保するための法的拘束力のある議定書の必要性と合わせ、その議定書の中で派生物等を利益配分の対象として明確に定めるよう求めてくるであろうことが明らかとなった。

\* 6 COP6 Decision VI/24 para.8 b

## (4) Like-Minded Megadiverse Countriesの結成 (カンクン宣言)

2002年2月18日、COP6に先だって、メキシコのカンクンに、資源提供国側を代表する12カ国<sup>\*7</sup>の環境大臣が集まり、「Like-minded Megadiverse Countries, LMMC」を結成し、生物多様性の利用から生ずる利

益を公正かつ衡平に配分するための国際的制度(International regime、以下IR)の創設を柱とするカンクン宣言を取りまとめた<sup>\*8</sup>。この宣言以降、多様な遺伝資源を保有し、そこから多大の利益を得ようとする資源提供国がグループとして活動するようになり、COPおよび関連の会合において、重要な役割を果たしていくこととなる。

また、この宣言において、初めてIRという概念が登場する。後述するWSSD(持続可能な開発に関する世界主脳会議)以降、法的拘束力のある議定書による利益配分の確保という主張を行う資源提供国側は、IRという表現を軸に、CBDその他のフレームワークで交渉を展開していくことになる。

\* 7 ブラジル、中国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、インド、インドネシア、ケニア、メキシコ、ペルー、南アフリカ、ベネズエラ(現在は、ボリビア、コンゴ、マダガスカル、マレーシア、フィリピンが加わり17カ国で構成されている)。

\* 8 [http://www.unido.org/file-storage/download/?file\\_id=11803](http://www.unido.org/file-storage/download/?file_id=11803)

## 国際動向 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応②

### 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応②

嶋野武志 長尾勝昭

前号(vol.63, No.6, p.423)に引き続き、ABS問題に関する議論の変遷と我が国の対応について述べる。

#### 3. 持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD<sup>\*9</sup>)からCOP7まで (IRの交渉の開始)

##### (1) WSSD

WSSDは、リオ・サミット(1992年)において採択された「アジェンダ21」のフォローアップや新たに生じた課題等について議論するために、2002年8月26日から9月4日、南アフリカのヨハネスブルグで開催された会合である。本会合は首脳レベルの会議であり、強い政治的意義を有するものであった。我が国からも、小泉総理をはじめ、川口外務大臣、大木環境大臣ほかが参加した。

WSSDでは、生物多様性の保全と利用も一つの重要な問題として、その討議に時間が割かれた。その中で、ABSに関する問題も議論されたのだが、その交渉は最後まで難航を極めた。

LMMCやアフリカ諸国を中心とする資源提供国は、COP6で策定されたボン・ガイドラインには法的拘束力がないので、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な利益配分のための措置はいまだ不十分であり、さらに新たな法的拘束力を有する国際的制度(*legally-binding international regime*)が必要であることを強く主張した。一方、EU、我が国などの資源利用国は、「ボン・ガイドラインの成果を判断できない段階で、新たに国際的制度を構築することについて交渉する必要性には同意できない」として、結論は閣僚級会合まで持ち越された。

閣僚級会合においては、数次かつ深夜にわたる交渉が重ねられ、最終的には以下の決議がWSSDから発

信される行動計画のパラ44(o)として決議された<sup>\*10</sup>。

44(o) Negotiate within the framework of the Convention on Biological Diversity, bearing in mind the Bonn Guidelines, legally binding an international regime to promote and safeguard the fair and equitable sharing of benefits arising out of the utilization of genetic resources ;

本合意により、ABSを確保するための措置としてのIR(International Regime)という概念が国際的な場ではじめて認知され、CBDのフレームワーク内で交渉することが決定された。この意味で、WSSDはABS問題に関するエポックメイキングな出来事であったと考えられる。

言うまでもなく、この文章を巡る交渉のポイントは、法的拘束力のあるIRについて交渉するのか否かという点であった。資源提供国は、Negotiate legally binding international regimeという表現を盛り込むことに最後まで固執したが、EU、オーストラリア、我が国等の資源利用国は、前述した理由によりこの表現を盛り込むことに消極的であった。結局、何らかのIRの交渉をスタートさせることを最大の成果として取りまとめたい意向を有していた議長(ズマ南ア外相)から、legally bindingという表現を削除するとの提案がなされ、ついに合意に至ったものである。

この経緯から明らかな通り、そもそもIRとはどのような性格のものなのか、どのような課題をどのように解決するのか、という点に共通認識は存在せず、議論の行方は混沌としたままだった。

\* 9 World Summit on Sustainable Development の略

\* 10 Report of the World Summit on Sustainable

Development Johannesburg, South Africa 26 August - 4

September I. 2. para. 44(o)

(<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N02/636/93/PDF/N0263693.pdf?OpenElement>)

##### (2) 第2回ABS-WG会合(2003年12月、於カナダ・モントリオール)

###### ① 議事の展開

筆者紹介：しまの・たけし 長崎大学経済学部 教授 専門：中小企業論、ベンチャー論 連絡先：〒850-8506 長崎市片瀬4-2-1  
(勤務先) E-mail [shimano@net.nagasaki-u.ac.jp](mailto:shimano@net.nagasaki-u.ac.jp)  
ながお・かつあき 経済産業省 欧州中東アフリカ課 欧州三係長、(前)生物化学産業課 生物多様性係長、生物兵器係長  
連絡先：〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1(勤務先)

2002年のCOP6の委嘱事項およびWSSDの決議事項を踏まえ、本会合では、IRの内容(その性格(nature)、検討範囲(scope)、要素(element)等)について活発な議論が行われた。とくに、その性格(nature)について、法的拘束力を認めるべきか否かが最大のポイントとして激しく議論された。

本会合は、COP7(2004年2月)に提出する議長テキスト(ABS-WG会合での結論として位置付け)を取りまとめることが目的とされていたが、資源提供国と資源利用国が下記②で示される主張を繰り返したため、何らの合意にも達することができなかった。

そのため、合意できなかった個所はすべて留保(ブラケット)したままで、COP7に議長テキストが送られることになり、COP7の場で交渉が継続されることとなった<sup>\*11</sup>。

## ② 各国の主張

### 1) LMMCの主張

ボン・ガイドラインの経験はすでに十分蓄積されたが、利益の公正かつ衝撃的な配分を確保する措置や、バイオパイラシー<sup>\*12</sup>の防止等の措置としては不十分である。WSSDではIRの交渉を開始することが合意されており、即座に法的拘束力のあるIRの交渉を開始すべきである。また、遺伝資源を基とする派生物等は、利益の源泉であり、IRの対象として明確に位置付けるべきである。

### 2) アフリカ諸国の主張

LMMCの主張を支持しつつ、IR履行のための能力構築(Capacity building)のための技術移転がさらに必要であることを主張した(例えば、何らかの規制制度のエンフォースのための制度構築支援として、専門家の派遣や、財政的支援措置などが必要であるとした)。

### 3) 資源利用国の主張

ボン・ガイドライン履行の経験はいまだ十分ではないため、まずはその履行を推進すべきである。現時点において、法的拘束力のあるregimeによる規制強化は、遺伝資源へのアクセスを阻害し、本来生み出されるべき利益をもたらさなくなる。現在の制度では解決できない課題の整理をまず行い、真に必要な措置を検討するべきであると主張した。

併せて、WSSDにおいて決議されたIRは法的拘束力のあるものに限定されているわけではなく、ボン・ガイドライン、WTO/TRIPS、WIPO等、既存の枠組

みの効果的活用も含まれているものであり、WSSDの合意によって直ちに法的拘束力のあるregimeの交渉開始を義務付けられているわけではないと主張した。

### 4) 我が国の主張のポイント

我が国では、遺伝資源を用いた研究開発は、長い時間とコストをかけなければならないのみならず、利益を出すことが希である。遺伝資源へのアクセスに関しさらに規制を強化することは、そもそもリスクの高いビジネスに対する研究意欲を減退させ、ひいては本来生み出されるべき利益をもたらすことができなくなることにより、資源提供国と利用国双方にとって不利益であるとの基本認識を示した。この認識の下、遺伝資源関連ビジネスの現状と問題点に関する相互理解を行った上で、効果的な制度構築のための議論(practical approach)が必要であるとの独自の立場を再三にわたり主張した。また、何らかの制度が構築されるならば、その規制措置は内外無差別の原則に基づいて適用されるべきであると主張した。そのために、日本のポジションペーパー<sup>\*13</sup>を作成し各国に配布すると同時に、CBD事務局に提出した。

この結果、COP7に送られる議長テキストの中に、「IRは透明性、柔軟性、実現可能性、内外無差別を確保すべき」という文章がブラケット付きで前文に盛り込まれ、他のパラグラフと同様、COP7でさらに議論されることになった。

\* 11 UNEP/COP/7/6(<http://www.biodiv.org/doc/meetings/cop/cop-07/official/cop-07-06-en.doc>)

\* 12 バイオパイラシーに関する明確な定義はないが、一般的には、遺伝資源を提供する国や個人からの同意を得ず、勝手に遺伝資源を持ち出し、それを基に研究開発等を行い、商品化して、利益を得ることを指す。

\* 13 UNEP/CBD/WG/ABS/3/INF/1 p. 56 ~ 61

## (3) COP7における交渉(2004年2月、 於マレーシア・クアラルンプール)

COP7においては、引き続きIRの内容について、激しい交渉が行われた。

### ① 議事の進行

多くの議題を処理するために、二つの作業部会に分かれて議論が行われた。ABS問題は「作業部会II<sup>\*14</sup>(議長はインド(ベルマ環境省次官))」において議論される

こととなった。ただちにスイス(フィンクド環境省高級アドバイザー)とウガンダ(ハファシマナ環境資源省保全担当)を共同議長とする「交渉グループ(Contact Group)」が設置され、「作業部会Ⅱ」にCOP7決定文書案を提出する作業を行うことになった。

### ② IRに関する決定事項

COP7においてIRの交渉を行うこと自体については、各国とも異論はなかったが、IRの内容については、2003年12月のモントリオール会合における議論の状況が変化することなく、交渉は難航を極めた。最終的には、次の点が決定されるにとどまり、実質的な議論はCOP8に先送りされることとなった<sup>\*15</sup>。

#### ○決議内容

「COP7において取りまとめられた決議文書に基づき、IRの検討プロセス(process)、性格(nature)、検討範囲(scope)、考慮すべき要素(elements)について、ABS-WGにIRを具体的に検討するマンデートを与え、ABS-WGはその結果をCOP8(2006年開催)に報告する。そのために、COP8までに少なくとも2回のABS-WG会合を開催する」

### ③ 主要な論点に関する議論の内容

#### 1) 法的拘束力の是非

ABS-WGに検討が指示された事項(terms of reference)において、IRの「法的性格(nature)」として、「法的拘束力(legally binding)」の要否についても検討すること」とされた。本件は、2003年12月のモントリオール会合以来最大の論点であり、容易に結論に至る問題ではないとの認識が共有されたことから、比較的早い段階で決着した<sup>\*16</sup>。

#### 2) 実現可能性・実効性および内外無差別の確保

我が国としては、何らかのIRを創設するとした場合、当然のことながら、実現可能性・実効性のあるものでなければならぬとして、「practicable」な制度を創設すべきであると主張した。

また、遺伝資源へのアクセスを規制するに際しては、自国民と外国人、外国人間で差別的な制度にならないことを確保するため、「non-discriminatory」なものとするべきであり、その趣旨を決議に反映させるべきであると主張した。

“non-discriminatory”については、自国民優先は当然とするアフリカ諸国等資源提供国が反発し、また、

“non-discriminatory”という用語が法的拘束力のある制度を予見させるものであるとしてEU等先進国からも賛同の発言が得られず、我が国は「交渉グループ」において孤立した。

しかしながら、マレーシア、ブラジル、エチオピアと我が国との間で文言を交渉した結果、“avoid arbitrary treatment”という表現を盛り込むことで合意し、決議文に、“Recognizing that the regime should be practicable, transparent and efficient and avoid arbitrary treatment consistent with CBD”と記載された<sup>\*17</sup>。これにより、少なくとも恣意的な取扱いは排除されることとなった。

#### (3) 派生物の取扱い

「CBD、ボン・ガイドラインのいずれにおいても、遺伝資源から生まれる派生物(derivatives)は対象とされておらず、その定義も不明確であることから、今後行われるABS-WGにおけるIRの“検討範囲(scope)”から外すべきである」とする資源利用国の主張と、「派生物こそ利益が生まれる源泉であり、派生物を外せば利益配分の確保上意味がない」とする資源提供国の意見が激しく対立した。

最終的には、IR制度の対象として必ず検討しなければならない「検討範囲(scope)」からは除外するが、IRの「考慮すべき要素(element)」の一つとして、「遺伝資源、派生物(derivatives)、産物(products)の商業化から生ずる利益配分を確実にする措置」と明記することで合意した<sup>\*18</sup>。

\*14 作業部会Ⅰでは、山岳の生物多様性の保全、自然環境保護地域の取扱い、外来種の取扱い等が議論された。

\*15 COP7 DecisionVII/19 D para.1 and para.4  
(<http://www.biodiv.org/decisions/default.aspx?dec=VII/19>)

\*16 COP7 DecisionVII/19 D annex(b)

\*17 COP7 DecisionVII/19 D 前文

\*18 COP7 DecisionVII/19 D (d)(xii)

## 国際動向

## 遺伝資源へのアクセスと 利益配分に関する 議論の変遷と我が国の対応③

## 最近の動向と今後の我が国の政策について

嶋野武志 長尾勝昭

前号(Vol.63, No.7, p.502)に引き続き、ABS問題に関する議論の変遷と我が国の対応について述べる。

#### (4) 第3回ABS-WG会合(2005年2月、於タイ・バンコク)

## ① 議論の経緯と結果

2005年2月、タイ・バンコクにおいて、COP7からの委嘱に基づき、IRの交渉のためのABS-WG会合が開催された。

しかしながら、各国には、この会合においては何らかの合意形成をするのは難しいという暗黙の前提があったため、各国が従来通りの主張を繰り返すという色彩の会合となってしまった。我が国もCOP7における主張を繰り返しを行い、各国の理解を求めるために奔走した。

結局、本会合においては、何らかの合意を得ることを各国とも断念し、各国が表明した考え方を今後の交渉の選択肢(option)として、すべて決議文に載せることを会議の結論とし、次回 ABS-WG 会合(2006年1月、於スペイン・グラナダ)において再度交渉することが決定された<sup>\*19</sup>。

## ② 特許関連の問題点に関する新たな動き

従来から、資源提供国は、当該資源提供国から取得した遺伝資源に関する発明を特許出願する場合には、出願書に当該遺伝資源の出所を記載することを義務付けるというスキームの必要性を、CBDのみならず、WIPO や WTO/TRIPS 等の知的財産権関連の国際フォーラムで強く主張してきた。これが実現すれば、特許情報は公開されるため、資源提供国としては、自国の資源がどのように使われているかということに関する情報をトレースすることができるうことになる。さらに、

資源提供国は、遺伝資源関連の特許出願の際には、当該資源の提供国の同意を得て利用したことを証する文書の添付を法的に義務付けることを内容とするスキームも提案している。

このような動きは、さかのばればCOP4の頃から資源提供国の主張としては存在していたが、この第3回ABS-WG会合の直前に、EUが本件に関するポジションペーパーをWIPOに提出<sup>\*20</sup>したことにより、新たな局面を迎えた。

EUポジションペーパーの内容は、以下の通りである。

- 遺伝資源を利用した発明の特許出願の際、その出所の開示を法的に義務化する。
  - 開示の対象は、当該発明に直接使用(directly based on)した遺伝資源に限定する。
  - 発明に直接使用した遺伝資源の出所開示ができないかったり拒否したりする場合には、特許の手続きを進めない。ただし、出所が不明の場合には、その旨宣言すれば、その限りではない。
  - 不正確な出所開示をした場合には、特許法とは別に罰則を設ける。ただし、特許の効力には影響を及ぼさない。

資源利用国の中の一つであるEUからこのような提案が出てきたことにより、特許出願時の出所開示問題について、各国とも何らかの答えを出さなければならない状況が生じ、その議論の動向が、第3回ABS-WG会合の中でも注目されていた。

本会合では、ブラジル、コロンビア、アフリカ諸国を中心とする資源提供国は、遺伝資源に関する出所の開示の必要性を強調し、本件に関する取組みをCBDの場でも加速するように要求した。他方、EU、カナダ、スイス、オーストラリア、我が国は、本件については特許の専門家により構成されるWIPOの場で議論すべきであり、そこでの分析の結果を待つべきである旨を主張した。

結局、「締約国は、遺伝資源と伝統的知識に関する特許申請時の出所の開示に関する国内の法的制度の取組みを、(CBDの求める)事前の情報に基づく同意(PIC)原則や、相互に合意する条件(MAT)原則の措置を補足(support)する一つの措置として導入することを考慮することが勧められる(invite)」との妥協案が決議された。ただし、本件については、いまだ情報や

筆者紹介：しまの・たけし 長崎大学経済学部 教授 専門：中小企業論、ベンチャー論 連絡先：〒850-8506 長崎市片瀬4-2-1

E-mail: shimano@net.nagasaki-u.ac.jp (勤務先)

ながお・かつあき 経済農業省歐州中東アフリカ課 欧州三係長 連絡先：〒100-8901 千代田区霞が関1-3-1（勤務先）

分析が十分ではないということにつき、資源提供国、利用国共に意見が一致し、IR交渉の一つの要素と決定することなく、特許出願時の出所開示という制度が、ABS問題の解決の方策として適切かどうか、次回会合までにさらに分析を進めることになった<sup>\*21</sup>。

このように特許出願時の出所開示については、今回の会合では実質的議論にまで踏み込むことはなかったが、今後、CBDのみならず、WIPO、WTO/TRIPS等における本件に関する議論にはとくに注意していく必要があると考えられる。

\* 19 UNEP/CBD/WG-ABS/3/7(<http://www.biodiv.org/doc/meetings/abs/abswg-03/official/abswg-03-07-en.doc>)

\* 20 [http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european\\_community.pdf](http://www.wipo.int/tk/en/genetic/proposals/european_community.pdf)

\* 21 UNEP/CBD/WG-ABS/3/7 annex3/4 para.4

#### 4. ABS問題解決のための我が国の政策

これまでの経緯の概観でわかる通り、ABS問題は南北問題としての色彩が強く、IRに関する交渉はすでに長期化しているにもかかわらず、いまだ出口は見えない。このような状況の中で、遺伝資源へのアクセスをいかに促進していくかが政策課題であろう。

我が国においては、経済産業省が、「我が国が遺伝資源の利用者として、CBDの精神とルールにのっとり、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の配分を適正に行なうことが、資源提供国とのWIN-WIN関係を実現させ、もって良好な長期的関係を構築し得るものである」との基本認識の下、遺伝資源へのアクセスの促進を図っている。

具体的には、以下のような政策を推進している。

##### (1) 「遺伝資源アクセスのための手引」作成

遺伝資源の利用者を対象として、次のことを目的に、(財)バイオインダストリー協会(JBA)の協力により、「遺伝資源アクセスのための手引」を作成した。

- 資源提供国が有する遺伝資源へのアクセスが円滑に行われるとともに、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が適切に実施されることにより、提供者と利用者の双方が利益を享受し、WIN-WINの関係を構築するための一助となること。
- 遺伝資源の商業利用を目的とする際に、ビジネス上のフレキシビリティーを確保しつつ、トラブル発生

のリスクを軽減すること。そのため、CBDやボン・ガイドラインの主要な規定や用語について、利用者にとって理解しやすいように、より具体的な解説や例示を行うこと。

本手引きは以下のような内容となっている。

##### I. 一般的事項

- ・背景および目的
- ・適用範囲
- ・基本的考え方
- ・用語の説明

##### II. アクセスと利益配分の各ステップ

- ・政府窓口と権限ある国内当局
- ・事前の情報に基づく同意
- ・相互に合意する条件

##### III. その他の事項

- ・紛争解決
- ・組織内の管理システム

##### IV. JBAおよび経済産業省の役割

この手引は、CBDおよびボン・ガイドラインの原則を基に作成され、さらに、実際に遺伝資源にアクセスする際に留意すべきことや、問題の解決法などを盛り込んだ内容となっており、今後、遺伝資源の利用者の一助となることが望まれる。

#### (2) (独) 製品評価技術基盤機構(NITE)における取組み

経済産業省所管の独立行政法人であるNITEは、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、タイと生物遺伝資源の保全と持続的な利用に関する研究開発を相互の信頼に基づいて行なうための包括的覚書(MOU)に調印し、そのMOUに基づいて、微生物資源の探索を行い、その産業利用の可能性や学術研究の発展を目的とした共同研究を進めている。

NITEが実施しているプロジェクトは、CBDが要求する「事前の情報に基づく同意」と「相互に合意する条件」およびボン・ガイドラインに規定された利益配分方式を満たした遺伝資源へのアクセス・移転であり、同時に、資源提供国側が希望する技術移転と能力構築を実施しているものである。

このようなプロジェクトを促進することにより、我が国の遺伝資源利用者の遺伝資源へのアクセスが促進されるとともに、アジア諸国との良好な関係が構築され、それが日本発の、ABS問題を解決するモデルにつながる可能性がある。これは、IR等の交渉においてもメリットを生み出すことができよう。

## 5. 今後の課題

### (1) 今後のIR交渉への適切な対応

次期COP8(2006年3月：於ブラジル)までの間、ABS-WGにおけるIRをめぐる議論はますます白熱化していくことが予想される。我が国としては、関係業界との緊密な連携の強化をより一層図っていくことが望まれる。

また、これまで以上に、IR交渉における、アジア諸国と効果的に連携することが望まれる。アジア諸国は、遺伝資源関連のプロジェクトにおける、主たるパートナーであるため、相互に協力しつつ交渉に臨むことは双方の利益になると考えられる。

### (2) 「遺伝資源アクセスのための手引」の普及、活用の促進

本手引は、CBDの精神に則った、遺伝資源へのアクセスを行うことを強く求めているので、本手引に則って、研究やビジネスを進めることは、資源提供国側との信頼関係の構築に非常に有益であると考えられる。したがって、我が国の遺伝資源利用者に対するこの手引の普及と活用の促進を図るために、経済産業省やJBAによる普及活動の強化が望まれる。

また、本手引の活用を促進するために、2005年4月1日から経済産業省とJBAに相談窓口を開設している。これにより、遺伝資源へのアクセスを念頭においている企業や研究者が、効果的なビジネスを展開することが期待される。

### (3) アジア諸国との信頼関係の強化

我が国の遺伝資源利用者にとって最も関心の高い資源提供国は、やはりアジア諸国であろう。とくに、東南アジアは固有種の多い遺伝資源の宝庫とされている。

前述の通り、すでにNITEは微生物資源に関する共同研究プロジェクトを東南アジア諸国と開始し、これらのプロジェクトは有意義な協力であるとしてそれぞれの国から高く評価されている。

また、2004年3月に、NITEをコアにして、アジア地域における遺伝資源関連の政府系研究機関が一同に会する「アジア・コンソーシアム」が設立された。その目的は、アジア地域における微生物資源の保存と持続可能な利用を図るために、アジア諸国の政府または公的機関の協力を促進することであり、各国の遺伝

資源関連研究機関のネットワーク化、人材育成等をスコープとしている。このような取組みを活用したアジア諸国との信頼関係の強化は、遺伝資源へのアクセスエリアの拡大という観点からも重要な政策と考えられる。

一方、日本の立場を国際的な合意に反映していくためには、COPやABS-WGにおけるIR交渉の場における、「仲間づくり」が必要である。これまで、オーストラリア、カナダ、米国、EU等の先進国とは連携しているが、今後は、アジア諸国との連携がこれまで以上に重要なファクターとなるのではないか。とくにアジア諸国は、遺伝資源のアクセスを厳格に規制したいという考え方と、日本を含む先進国からの技術移転等をテコにして、遺伝資源の利用から生ずる利益を確保したいという考え方の間でジレンマが生じているが故に、かえって、LMMCや主要先進国とは異なった立場を、アジア発として形成できる可能性を秘めている。

したがって、アジア地域における地域会合への積極的貢献と参加、国連大学などの中立的機関による国際セミナーの開催を通じた相互理解と人脈形成、アジア・コンソーシアムの活用などの取組みにより、アジア諸国との連携を強化していくことが重要ではないかと考えられる。

## おわりに

バイオテクノロジーはまさに夢を創出する新しい産業である。がんに代表されるいわゆる不治の病を治癒させる可能性のある医薬品の開発など、人類を新たなライフスタイルへと導いていく可能性を秘めている。

バイオテクノロジーの進歩のためには、やはり、自然界に現存する遺伝資源から多くを学び、応用することが基本的第一歩であると考える。したがって、多種多様な海外の遺伝資源にできるだけアクセスし、様々な研究の基礎とすることがバイオテクノロジーの未来のために極めて重要と考え、筆者はCOP等における国際交渉に微力ながら力を注いできた。

今後、COP等における、IR交渉が活発化することが予想される。しかし、いかなる困難があったとしても、遺伝資源へのアクセスと利益配分にかかる交渉の成否が、今後のバイオテクノロジーの発展に大きな影響を及ぼす重大な問題であることをよく踏まえた上で、交渉担当者および関係各位が、今後の対応についてお考えいただくことが重要であることを述べさせていただき、締めくくりとさせていただく。